

「社会福祉はこれでいいのか（６）」 社会福祉政策の立案にソーシャルワークの活用を！

社会福祉提言委員会

秋葉原の通り魔事件は日本中を震撼させた。この事件の背景についてさまざまな見方が披瀝されているが、注目すべきはいち早く国が不安定な非正規雇用労働の実態が反映しているとの認識を示し、9月には人材派遣法の日雇い雇用制度を原則禁止の方向で改正しようとしていることである。

前年の北九州市の生活保護受給者の餓死事件は生活保護行政の運営の基本方針を変え、4月には厚生労働省から漏給防止について異例の通知が全国に示されたのもこの文脈にある。

しかし一方では、朝日新聞の調べによれば06年度の全国の福祉事務所の窓口での生活保護の申請率は全国平均で44.7%にとどまり、生活保護を申請させない「水際作戦」の実態が明らかにされ、上記事件との因果関係が立証されつつあるのも現実である。

現在、人材派遣制度、年金制度、障害者自立支援制度、後期高齢者医療制度、生活保護制度など国民の労働権、生存権に関する重要な制度を巡ってさまざまな綻びが露呈しつつある。これらの問題を考えるにあたって共通する課題は、単なる事務的な過誤という段階を超えて、殺人、自殺、孤独死、虐待など人間の生存までを破壊し、修正不可能な問題にまで発展しかねない様相を見せはじめているとの認識が必要である。すなわち、これらの現象を社会変化がもたらす偶然性の結果として捉えるか、政策の変数の総和がもたらす結果として捉えるかが問われているのである。社会福祉政策の綻びの要因は、政策決定構造の二重構造と行き過ぎた市場原理の重視にある。現在、国の政策は財務、総務省を軸とする政官業学から構成される「経済財政諮問会議」のもと経済財政の構造改革に偏重した統治システムにある。自民党の元厚生労働大臣の尾辻哲郎氏が本会議で「問題の根源は経済財政諮問会議の一律の予算削減にある」と喝破したが、各省の正統な主体性が活かされる政策決定システムの再構築が必要だ。これらの諸問題は人間の尊厳にかかわる勝

れた社会福祉政策の課題であり、その政策評価は、国民の生活実態から逆照射する視座が重要である。このため政策と技術、換言すれば社会福祉政策と人間の全体性に目を配るソーシャルワークがリンクする政策立案手法の開発が必要である。

そこで社会福祉政策の立案にあたっては、下記の4点を提案したい。

第一に、社会福祉政策の制度設計は、国民に十分な説明責任と合意形成を前提とすること

第二に、社会福祉政策は、人間の尊厳にかかわる政策であり、憲法 25 条による福祉原理を最優先されるべきこと

第三に、社会福祉政策は、ソーシャルワークの実践のモデルを踏まえること

第四に、上記の政策評価は、価値共有化を基本とする新しいシステムでモニタリングされること

例えば、先般「わが国におけるソーシャル・ケア・スタンダード構築のための日米英のモデル比較研究」(代表:大橋謙策)が公表され、その中で英国のケア基準法(2000)の遵守について、ソーシャルケア従事者と雇用主が行動規範の共有化がサービスの質を担保すると分析されており、日本においてもこれを発展的に導入することが大切だ。

具体的にはこのシステムを一步進め、社会福祉政策の立案と実践にあたっては、立案者、雇用主、従事者などが共通の行動規範を共有化することを求めたい。

熊本済生会の須古院長はかつて「医療には多数の職種があるが、患者さんのことを第一義に考える専門職はソーシャルワーカーだ。ソーシャルワーカーが患者さんについて必要だといったことは全て聴くべきだ」とソーシャルワークの重要性を語っていたが、正統な社会福祉政策と技術がリンクするシステムの再構築は喫緊の課題である。

